

地帶別にみたる農業所得の分析

—昭和二十一年度新潟縣における實態調査の報告—

—本研究所委託研究—

井 上 龍 夫

一、前 書

日 目 次

一、前 書

二、調査要項

三、調査村、部類、農家の概況

1、水稻地帶—岩室村

2、果樹地帶—新飯田村

3、桑畠副業地帶—廣瀬村

四、地帶別にみたる農業所得の形成

1、概 観

2、一反歩賞農業所得の形成

3、農業從事者一人當農業所得の形成

4、組收益の構成

5、農業經營費の構成

6、諸負擔の構成

五、結言（摘要）

昭和二十一年三月下旬、われわれは新潟縣において水稻、果樹、養蠶副業の三地帶三ヶ村を選び、所謂聽取法により過去一年間における農業所得形式の實態を調査した。本稿は之が結果報告である。

現在進行しつゝあるインフレーションの下において農家經濟も亦異常なる膨脹をなしつゝある。併しそれが農業再生產の基礎的條件を整備しつゝ、而も農業餘剩の擴大を示すものであるかどうかは疑はしい。又一般的に農村インフレと言つても經營方式或は經營規模等の相違により、そこに自ら差異のあることが想像される。かうし

た點を農家經濟の主軸となす農業所得の面において把握するものが本調査の目標であつた。後で知られる如く、或地帶では聽取に苦心をするが、得たる數字は相當正確であるに反し、或地帶では記帳が出来てゐて聽取は容易であるが、その數字には欺瞞が含まれると云ふ様な調査上の困難はあつたが、充分照査を行つたので結果は可成り實状に近いものと思ふ。併し之はあくまでも新潟縣における特殊地帶の調査結果であり、これを以てインフレーション下の農村一般を推測することは危険であらう。

(註一) 調査者は宇都宮農林草門學校農業經濟科教官五名と學生三三名であつて三班に分れて調査した。調査にあたつては新潟縣農務課の齊藤事務官に一方ならぬお世話にあづかつた。

(註二) 戰時中から今日のインフレ期にかけて我國農家の貨幣經濟上の訓練は相當出來たと考へられるにも拘はらず、果樹地帶を除いては舊態依然たる狀態で貿易側面よりの調查の困難を述べたと感じた。米、甘藷、馬鈴薯、蕷等の如く設植物、例へば、茄子、南瓜、卵の如きははつきりしな

い。經營費の方にしても、配給制に便乗して貨幣計算はすべて實行組合長にまかせ、請求されるまゝに支拂つてゐると言ふ有様であり、農業經營を貨幣的・総合的に見てその收支を考へると云ふ様な合理的な所は全然見られなかつた。之に反し果樹地帶では貨幣計算に鋭敏で、課税の大なることを恐れてか、自ら數字を算出してみると云ふ有様で商業的農民の感を深うした。

二、調査要項

本調査において、農業所得とは農業組收益より農業經營費及び諸負擔を差引ける額を言ふ。但し經營費中には雇傭労力賃は含まれるも、自家勞働の報酬は見積られて居ない。家族勞作經營においては、自家勞働報酬は經營費であり乍ら同時に收入として觀念され、農業所得を形成するものと考へられるから。

調査票の構成は大略次の通りである。

- A、經營概況 之は二表に分れ第一表では農家の家族と労力構成及び年間農業從事日数が問はれ、第二表では種目別經營地面積及び小作物額が問はれる。
- B、組收益の構成 農業組收益は次の五項目に分れ、各項目

について「供出」「家計消費」「その他」に分けて調査した。『その他』の項には正規のルートでない販賣、物交等を入れた。

現金收入は「供出」と「その他」との合計である。

1、耕種作收入（裏作が殆んど無いので水稻作と畑作）

2、収穫收入（収穫副業地帯のみ）

3、果樹作收入（果樹地帯のみ、梨、桃、ぶどう）

4、畜産收入（成鶏、鶏卵、兔）

5、農産加工收入（主として醸加工、水稻地帯のみ味噌、

（醤油を含む）

C、農業經營費の構成 農業經營費は肥料費、種苗費、飼料

費、加工原料費、小家畜費、諸材料費、雜費（以上は生産

手段に轉化する資本部分であつて、帝國農會「農業經營調查

」における第一支出に相當する。以下「第一類經營費」

（以下第一類及第二類經營費を差引いたものと呼ぶ）及び小農真費、農具部分品費及び修繕費、動力費、

借入畜力費、雇傭勞力費（以上は勞働及び勞働手段に轉形

すべき資本部分、以下「第二類經營費」と呼ぶ）

農業粗収益より第一類及第二類經營費を差引いたものが

「農業餘剩」であつて生産の成果はこれと經營方式、經營

規模とを對比することによって究明される。

D、諸負擔 諸負擔は分配關係の支出であつて地租、家屋稅、乙種事業所得稅、農業會費、水利組合費、耕地整理組合費、部落協議會費等農業生産に由來する所の公租公課と小作料とから成る。

本調査は農業粗収益と農業經營費及び諸負擔とを對比させて農業所得形式の狀況を地帯別に比較検討することを目的とし、農家經濟と云ふ個別經濟を綜合的に把握せんとするものではないから目的に副ふ限り調査事項が簡略化されてゐる。次の諸點に注意して欲しい。

1、茲で農業粗収益とは農家がその經營地の上であげた農業生産の成果を指す。従つて小作料收入はもとより、自家以外で得た農耕勞資などは含まれない。

2、農業生産を貨幣價値を以て測定せんとする限り、使用價値生産にすぎぬ自家消費量を評價、加算することは無意味とも考へられよう。

（註）かゝる事情の爲め悉皆調査を斷念して間違ひの少なさうな農家を選定したのであるが、大半の農家は果樹園を普通烟にしたまゝの架空收入を算出し、之と實際の經營費とを對比させることによつて農業所得が實際より少くなる様にわざくに語つた。こう云ふわけで果樹地帯の農業粗収益、從つて餘剩、所得共に相當割引されることは注意を要する。二反から多い所では四反も、果樹園を表面上は普通烟に化けさせてゐるのであるから一萬圓から二萬圓程度の誤差になる。

併し家計費をも収業所得をも同時に取扱はず、農家經濟と云ふ個別經濟より農業經營部門のみを抽出獨立せしめて價值の流出流入關係を見んとするこの調査においては、家計部門への仕向も擬制的に賣却と見做すを適當と考へたのである。この評價は原則として公定價格を以てした。

3、經營内部の仕向は同一部門間の流通であるから計上しない。例へば種糲、蠶糞糞沙、自家用の俵、刈の如き、若し俵をつゝて供出来包装に用ひた場合に、之を農産加工收入として計上するとせば、經營費中の包装材料費として同額を計上しなければならぬ。相殺されるだけのことである。又堆肥の如き中間生産物の評價は頗る難しいが、原材料の稟以外の失費の大部分は勞働費のみであるから之も計上しないこととした。稟等原材料は經營内部の仕向として相殺され、家族勞働報酬は所得中に含まれるから。但し落葉を購入する場合などは計上されねばならない。

4、農舍、大農具の減價額は 期首の評價額 として計

算し、經營費を構成するのが通常である。併し今日の様なインフレーション期に於て、一年間だけの動きを観るには計上するに値するであらうか、疑問なきを得ない。長期にわたる場合なら兎に角、貨幣價值の變動甚だしい短期の觀察において之を計上するとせば、收入部面においてもかかる資本設備の期末價額の期首價額に對する純増加額が計上され、收支兩部門間の差が所謂 user cost として取扱はねばならない様にも思はれる。併しこの點確信はない。唯聽取調査の關係から農機具、建物の價格變動の著しい今日、これらの評價を農家に委せることは不正確を自ら招くに等しいので、前記の理由と相まつて本調査では減價額は一切計上しないこととした。又これと關聯して大家畜の販賣收入、購入費、大農具の購入費等資本設備そのものに關する價額は一切計上しない。唯部分品の如き消耗品及び修繕費は擬制的なものでないので計上した。

(註) 常雇は便宜上家族員と見做した。従つてその報酬は雇労力費には入つてゐない。

三、調査村、部落、農家の概況

果樹地帯 新潟縣中蒲原郡新飯田村
養蠶副業地帯 新潟縣北魚沼郡廣瀬村山口部落

1. 本籍地帯—岩室村

農林省「農家經濟調査」の缺陷は簿記記帳能力に左右されて調査農家が中農以上に偏り勝ちであり、農家經濟をそれが實際にあるよりも一層よい光において描寫する點にある如く言はれる。この弊を除くためには典型村の悉皆調査或は計畫的抽出調査を行はねばならない。又かかる農家を何かの指標により分類し夫々の群を比較せんとする場合には各群について平均的な農家を想像することになるから、比較を容易ならしめる爲めには夫々の群に屬する農家は可及的に同質性を保持することが必要である。以上二點よりしてこの調査においても經營方式の

岩室村は彌彦山麓に位し西蒲原の田所である。農家總戸數七一五戸にして耕地面積、田九五八町一反、畑八三町六反、從つて一戸平均田一町三反、畑一反であるから水田單作經營の村であると言へよう。水田は概ね一毛作田(最近では麥裏作も若干見られる)、畑作物は甘藷、馬鈴薯、大豆、大根、玉葱、茄子等で殆んど自給率であります。僅かに大根、玉葱、茄子を販賣する程度にすぎない。從つて都市近郊農村や畑作農村に見られる様な闊景氣は殆んど見られない。

大體同様な農家を有する地帯を選ぶこと、同一地帯においては一部落の悉皆調査を行ふこととして調査村及び部落を選定した。(但し果樹地帯においては餘儀ない事情の爲め部落の悉皆調査が出來ず、止むなく抽出調査を實施した。)調査村及び部落名は次の通りである。

水稻地帯 新潟縣西蒲原郡岩室村横曾根部落

自 作	未 滿 町	一 町	二 町	三 町	以 上 町	計
一						
一						
三						
五						

自	小	作
四	四	一
六、五	一	
九	四	二
七	三	
六	五	

調査農家二六戸中、四戸を除いて各戸一頭づゝ牛馬が入つてゐる。馬一八頭、牛四頭。従つて畜力利用の水田經營である。大農具は耕耘機七臺、畜力除草機二臺、脱

穀機一九臺、脱穀機八臺、精米機七臺、モータード

臺、運搬用として馬車一六臺、リヤカー一三臺、加工機

械として製繩機一四臺、糞打機三臺、製糞機二臺が入つてゐる。冬季の糞加工は相當盛で一戸當纏の生産高は三

六〇貫である。俵、吼、筵は自家用程度にすぎない。

鶴飼養農家一二三戸（一戸當七羽）。兎飼育農家六戸（一戸當二四）。以上が大體部落の經營概況である。

(註) 水稻單作經營なる爲の米の供出については相當深刻である。三月末において部落割當量二、七一九俵に對して供出量二、〇三四俵であつて七五%程度にすぎない。供出割當量を反対平均にみれば四・八俵であつて、部落長の話によれば今年の收穫は反當五俵乃至五俵半とのことであるから、保有米を確保して而も供出を完了することは相當無理

の様である。戰前は金肥を多量に使用して八俵は樂に收穫してゐたが、金肥が杜絶し収量が落ちて來たにも拘らず戰時中増産運動に刺戟されて優質の爲め指導者が過大の申告をした。その餘弊に禍されて過重割當になつたものであるとは部落の人の異口同音に語る所である。米の閑貯もなくはないが、鹽、農具、肥料との物交であつて優質のものは全然見受けられない。

2、果樹地帯—新飯田村

新潟市より電鐵で約一時間餘、燕町で下車し、程遠からぬ村である。農家戸數一七八戸、水田面積八六町九反、畑面積一二五町六反と云ふ畑の多い小村である。畑面積中果樹園面積は昭和一七年には七二町で五七%を占めてゐたわけであるから果樹作を中心とする經營方式の村であると言へる。戰時中普通畑に轉換を勧告された結果、昭和二一年においては桃一〇町七反、ぶどう八町七反、梨二八町八反、合計三八町二反にして凡そ半減したことになつてゐるが、技術員の話では昭和一七年頃の八割以上は維持されておらうとのことである。大なる課税を免れん爲めに果樹園面積を普通畑と申告して頬冠りし

てゐるわけである。

く又大盤具も噴霧機、リヤカー程度にすぎない。(註)

調査農家一七戸、自小作別及び經營地面積別農家數は次表の通りである。耕地面積合計一七町九反、その内、水田三町一反、普通畠九町二反、果樹園五町六反（内梨二町九反、ぶどう二町、桃六反）である。畠作としては麥類、大豆、いも類が主で、果樹園の下作として麥が栽

3、養蚕副業地帶—廣瀬村
新潟市より上越線で約五時間、小出町で只見線に乘換へて一五分で達する新潟縣山間部の僻村であり、新潟縣内でも特に豪雪を以て知られる。調査時の三月下旬に於ても積雪二米餘に及んでゐた。

小計	自小作	未五 滿反
二二		一五 反時
七五三		一時 五時
四一三		一 二五時
四一三		計
六九八		

			る。反當收量は品種、樹齡により異なるが大體梨 1000貫
町からの買出しに直接賣る。	三五〇貫、桃二二〇貫、一五〇貫、ぶどう一五〇貫、二〇〇貫位である。果實は村の問屋を通して販賣し、又燕	自 小 作 計	未 滿 一 町 一 五 町 一 町 一 五 町 一 一 二 町 一 八 八
		三 三	五 反 一 五 町
		七 五 二	一 五 町
		四 一 三	一 五 町
		四 一 三	一 二 町
			計

三五〇貫、桃一一〇貫、一五〇貫、ぶどう一五〇貫、二〇〇貫位である。果質は村の問屋を通して販賣し、又燕町からの買出しに直接賣る。

牛馬を飼育する農家は調査農家中一戸もない。鶏（三羽）を飼ふ農家一戸、水田僅少なる爲め糞加工は全然無

る環境と狭小なる經營地の下に於ける家計補充の爲めの副業的な養蠶であることは注意を要する。さうした意味では養蠶副業地帯として養蠶にアクセントをおいて、水稲・果樹地帯と對照することは不當であつて、寧ろ日本農村の限界に位する、養蠶を取り入れた一小山村の農業所

る環境と狭小なる經營地の下に於ける家計補充の爲めの副業的な養蠶であることは注意を要する。さうした意味では養蠶副業地帯として養蠶にアクセントをおいて、水稲・果樹地帯と対照することは不當であつて、寧ろ日本農村の限界に位する、養蠶を取り入れた一小山村の農業所

得調査と言つた方が適切であらう。但し山村と言つても林業收入は殆どない。

調査部落は山口部落、調査農家二三戸を經營地面積別、自小作別に見れば次表の通りである。

自小作 計	六反未滿	六反一 八反	一 八反 町	計
	六	五	二	
一〇				一〇
			三	

調査農家全體の耕地面積は一五町二反、内水田九町二反、普通畑四町、桑園二町、從つて桑園面積は耕地面積の一四%、畑の五三%である。水稻反収五俵、畑作物の反収も普通であつて、一戸當耕地面積小なる爲め田畠共に自給的色彩が強い。養蠶についてみれば、反當収桑量は、普通桑園二〇〇貫、秋蠶専用桑園一五〇貫、二〇〇貫、掃立卵量は普通桑園一反に付き春蠶一五瓦、秋蠶五瓦計二〇瓦、秋蠶専用桑園は秋蠶一五瓦である。秋蠶專用桑園には馬鈴薯、春蒔大根を間作する。

牛飼育農家二戸、大農具の個人有は脱穀機三臺、製糞用桑園には馬鈴薯、春蒔大根を間作する。

機一臺、撲繩機一臺、リヤカー七臺。畜産物は鶏卵、兎、羊毛（一戸）である。昨年より綿羊を育し始めた農家が三戸ある。農産加工としては俵、吼、繩、筵があるが材料である藁に制約される爲め水稻地帯に比較すればとるに足りない。

四、地帶別にみたる農業所得の形成

水稻地帯、果樹地帯、養蠶地帯別に調査農家群を平均化し、一戸の代表農家としてその所得形式を比較する。この場合、同質性と標本數との検討からしてその代表性が、從つて又その結果に基く推論の範囲が一般的に問題とならう。茲ではその吟味をしない。一村一部落の調査にすぎないから大してものも言へないが、大體の傾向としては新潟縣における都市近郊農村を除いた夫々の地帶の農家を代表するものと見做してよからう。

(註) 先に「農家經濟調査」の缺陷を指摘して「實際よりもよい」と言つたが、われ／＼の調査もこうして平均化してみればその弊に陥つてゐることを認めざるを得ない。例へば、水稻地帯について言へば村平均の農家一戸當耕地面

績は田畠合計一町四反であるに對し、調査部落の農家一戸當平均耕地面積は第一表に見られる様に二町二反で平均より大きい。之は部落の選び方に於いて充分の吟味が足りな

（その詳細な説明は別稿にゆづる。）

かつたことを示す

唯われくの調査は部落の悉皆調査である爲め階層別に
種々、各種による所得形成の状況を知ることが出来

る。「農家経済調査」は標本調査である爲にこれが出来ないのである。僅かに第一種農家と第二種農家との區別が出来

第一表 一戶當經營概況

桑園、果樹園を含む。

以下水稻地帯平均農家をA、果樹地帯のそれをB、養蠶副業地帯のをCと呼ぶ。

平均農家の家族員數、農業從事者數共にA、B、Cの

順に幾分小さくなつてゐるが、大體七人の家族で働き手は三朱三人と言ふ程度である。

(註) 勢能日敷より見て、主として農業に從事より者を一と

觀概

各地帶別に一戸當經營規模を示せば次の通りである。
大家畜及び大農具の導入状況は前節参照。

し、従として農業に從事するものを〇・五として算出した。

耕地面積はAが最も多くて二町二反五畝、その中水田が九三%を占め畑は僅か七%の一反五畝にすぎない。Bは一町五畝中、畑が最も多く五一%を占め、果樹園などに

次ぎ（三三・一%）、水田は一七%の一反八畝である。Cは僅か六反六畝を有し、その中、水田四反（六〇%）、畑一反七畝（二六%）、桑園九畝（一四%）である。A、B、C、

か六反六畝を有し、その中、水田四反（六〇%）、畑一反七畝（二六%）、桑園九畝（一四%）である。A、B、C、

第二表 農業所得概況

地帶	粗収益 A	農業経営費			農業餘剰 A-B	諸負擔 C	農業所得 A-(B+C)
		一	二	計 B			
A	七、七七	一、三三	一、〇〇	二、三三	一、〇〇	一、三三	一、三三
B	五、〇三	一、一〇	一、〇〇	二、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇
C	一〇、五〇	（五・八）	（三・二）	（一・〇〇）	（一・〇〇）	（一・〇〇）	（一・〇〇）

* 圖以下は四捨五入したが、原数字に就て四捨五入したため一、二の合計と必ずしも合はない。

粗収益はBが最も多く四八、〇二三圓、次いでAの三七、七三七圓、C地帯は一〇、五八〇圓である。粗収益中の現金割合をみると（第八表参照）Aが七六・七%（二八・九二七圓）、Bが七七・一%（三七、〇〇三圓）、Cが三七・七%（三・九八五圓）で果樹地帯の多いのは當然として、水稻地帯の現金化割合が多いのは水田面積が大なる爲め

飯米が生産總量の一部を以て足りること^(註1)、及び農産加工の現金化が大なることに基くものである。それにしても絶對額において、BとAとは八千圓の開きをもち、CはBの一割強にすぎない。^(註2)副業地帯は現金が粗収益の半端に足らず自給的色彩が強い。若し養蚕がなかつたとすれば現金化割合は二七%に下る。

いづれも小作兼自作農家である。

かかる農家の所得形式の概略を第二表に示す。

の粗収益に對して經營費の方はどうであらうか。

Aに於ては粗収益の二〇%，Bに於ては三九%，Cに於ては八%が經營費にある。Bの經營費は二萬圓に近い

龐大なものであるが、その八八%は肥料、材料等云はゞ生産手段を構成する第一類經營費をなす。之を以てこの

地帶の、現在に於ける果樹經營の特質を知ることが出来る。之に反しAは五五%が小農具費、修繕費、雇傭勞力依存度を示等からなる第二類經營費にあたり、雇傭勞力依存度を示してゐる。Cは六對四であるが絕對額は比較にならぬ程小さい。(第五表參照)。

かくて農業餘剰はAが最も多く三〇、二九六圓、Bは之より僅か九〇〇圓少く二九、三八八圓、Cは約その三分の一たる九、七二一圓にすぎない。即ち農業餘剰は水稻地帶が果樹地帶より多いと云ふ結果になる。併し三の(2)の註で述べた如く、果樹地帶で一戸當二~三戸の果樹園と普通畑とのすり替へが行はれるとすれば、第三表より推計して凡そ一萬圓から一万五千圓程度粗収益も農業餘剰も所得も増加することになる。従つて農業餘剰

は最低四萬圓と抑へるのが事實に近いであらう。Cの農業餘剰がとびはなれて少いのは主として土地の狹少に基くものであるが、又養蠶が果樹作、畑作に比し反當收入の少いことにもよる。各地帶別に作物別反當粗収入を示せば次表の通りである。

第三表 作物別反當粗収益

地帶	水田作	畑作	果樹作	養蠶
C	一、四〇九	二、〇一三	一、四〇九	一、四〇九
B	一、三三二	三、四四四	八、二五五	一、四〇九
A	一、一七七	二、二五五	一、一七七	一、一七七

即ち果樹、畑、養蠶、水田の順に反當收入が多い。之はこれら農産物價格の不均衡に基く一面、又數量に對する統制の程度のアンバランスによるものであらう。(三七四頁參照)言ひかへれば、供出強化の度合に反比例するのである。例へば畑作物反當粗収益がA、C、Bと畑面積の大なる順に多くなつてゐるのは閑資量の大によるものと見做される。(第九表參照)

諸負擔は小作地が多い爲めAが最も多い。Cにおいて

は乙種事業所得税の課された農家は一戸もない。諸負擔の粗収益に對する割合は A 六・六%， B 四・一%， C 四・六

% で課税の大を恐れてゐる果樹地帶が實は最も少い。

斯くて農業所得は A 二七、八二二圓、 B 二七、四三六圓（推計數字三八、〇〇〇圓）、 C 九、二三二九圓となる。こ

の中現金は A 一九、〇一二圓、 C 一、六三四圓である。

〔註二〕 經營地面積別 水田粗収益の構成（水稻地帶）

面積 経営地帶	供出	家計	その他	計
一町未満	二、三四(元)	四、五九(元)	九(元)	セ、九二(元)
一一二町	(元)	(三)	(三)	(100)
一一三町	二、六六(元)	四、八二(元)	三、四(元)	セ、九二(元)
三町以上	三、〇〇(元)	五、五四(元)	五、六九(元)	三、一〇(元)
計	(100)	(100)	(100)	(100)

第四表 經營地面積と農業所得との相関表

所得 五戸内	經營 地帶	水 稻 地 帶	耕 地 帶	果 樹 地 帶	畜 業 地 帶	農 副 業 地 帶	計
一	〇一町	一一二	二、一三	三町以上	計	〇立反	五、一〇
一	一一二	二、一三	三町以上	計	〇立反	五、一〇	一〇一五
一	二	三	一	一	五、二〇	五、二〇	一〇一五
一	一	一	一	一	計	四、六反	六、一八
一	一	一	一	一	八、〇反	八、〇反	計
二	一	一	一	一	二	三	一
三	一	一	一	一	一	一	一
四	一	一	一	一	一	一	一

〔註二〕 果樹地帶全體の數字を推計により修正せんとも思つ

たが、聽取を尊重する意味で原型にとどめた。面積の點粗収益、餘剰、所得に就て注意されたい。以下この推計によ

る場合推計數字と呼ぶ。經營費には償りはない様である。

〔註三〕 桑園の反當收入とは桑園→桑葉→捕立卵量→收穫量

→收入の關係において表記される。

〔附〕 各地帶別に各農家に付き農業所得と經營地面積との相

關をみれば次表の如し。

三一四町	三、五八	七、五八三
二七、五	二、七、五	一、七、五
二七、五	二、七、五	一、七、五
二七、五	二、七、五	一、七、五

表に見る如く、反當畠収益は栗樹地帯最大で四、五七%、
四固、水稻、森林副業兩地帯は略その三〇%程度にすぎない。

ない。經營費は果樹地帯は一、七七五圓で、水稻地帯の五・四倍、養蠶副業地帯の一四倍に達する。果實と畑作物より現金收入を得て金廻りのよい果樹地帯では金離れもよくて、少くとも必要程度には經營要品を購入するに反し、水稻地帯では現金の九二%を米に仰ぎ(第八表參照)而もそれが供出によつて收入に強い制約を受ける關係上出来るだけ金を節約せんとして差當つて必要なる第二類經營費には向けるも、肥料の蘭買などは少く云はゞ掠奪農法が進行しつゝあるとも見られる。養蠶副業地帯では

2、一反歩苗の収穫所得の形式

地帶別に耕地一反歩當農業所得の構成をみると表の通りである。

第五表 反當農業所得の構成

産の其種が挙げつゝあることを示すものである。試みに昭和六年度の「農家経済調査」に基き小池基之氏の計算された所によると、反當經營費（自家勞力費を除く）は

2. はいはゞ土地生産力に關するもので、それに對し茲では勞働生産力の地帶別比較を試みる。

第六表 農業從事者一人當農業所得の構成

地 帶	粗収益	農業經營費	農業剩業	諸負擔	農業所得
水稻地帯	二、四三五	一五、九〇一	二、三五五	九、一八二	一五、四三三
果樹地帯	一五、九〇一	一五、九〇一	六、〇一	九、四六〇	一五、九〇一
養蠶副業地帯	三、六八八	三、六八八	三、三三三	九、四六〇	一五、九〇一
				（五、七六二）	（五、七六二）
				（五、九五〇）	（五、九五〇）
				（一八、四三三）	（一八、四三三）
				（一八、四三三）	（一八、四三三）

* (一) 内は現金所得を示す。

表では農業餘剰、所得共に果樹地帯、水稻地帯はさしたてよからう。特に養蠶副業地帯は水稻地帯の三分の一程度の經營費で問題にならない。

反當農業餘剰は農家平均の場合とは逆で、果樹地帯最も多く、水稻地帯は最下位を占める。反當では養蠶副業地帯の方がよいのである。之を以て養蠶副業地帯の貧弱さは一戸當耕地面積の減少に起因することが分る。

(註) 小池基之著「日本農業構造論」一四頁の表

3. 農業從事者一人當農業所得の形成

産力は高い。現金所得を月平均にすると地帶順に四八〇圓、四四一圓（推計六六七圓）、七六圓となる。唯ふだけ

る差異を見ないが、本節も、で分る様に水稻地帯では雇傭労力を相當入れてゐるから實質的には果樹地帯とは可成りの開きがある。特に果樹地帯は推計數字では粗収益一八、七〇〇圓、農業餘剰一三、〇〇〇圓、農業所得一二、二〇〇圓（内、現金八、〇〇〇圓）となり、他に比し労働生

は辛うじて喰つて居るが、七六圓の月給では果して何が
購ひ得ようか、養蠶副業地帯の悲惨は思ひやられる。

4、粗収益の構成

地帶別に粗収益の構成を示せば第七表の通りである。

第七表 粗收益構成

C	B	A	地帶
(四、七、五、九)	(四、六、三、五)	(大、五、四)%四円	水田作
(二、六、七、三)	(八、五、四)	(八、〇)%九・四円	畑作
(一、三、〇)	(一)	(一)%一円	整地
(一)	(大、七、三)	(一)%一円	果樹
(五、六、七、五)	(〇、二、八)	(三、八)%五・五円	畜産
(三、二、一)	(一)	(元、一)%六・八円	加工
(一、〇、九)	(四、〇、三)	(一)(100)%	計

(註) 果樹地帯では調査農家一七戸中米作農家は八戸、その平均面積は三反八畝である。多くの農家は出来秋に一俵八〇〇と一、〇〇〇圓で現金を以て米を閑買してゐる様である。

水稻地帯は、水稻収入とその結合生産物たる稲の加工収入とを以て粗収益の八八%を占め、畑作収入は八%にすぎない。こゝに水稻地帯の特性と弱點が見られる。今少し畑があれば現金収入も増えるのだがと云ふ農民の聲も

出も多く、又勞働力を維持する爲めの米を買はねばならない。この點他の兩地帶に比し弱點を持つと言へる。養蠶副業地帶は水稻收入四五%、畑作收入三五%，養蠶收入一二%，畜産收入六%で夫々のバランスはとれてゐるが、餘りにもスモール・スケールである。

各地帶につき各項目別に現金額とその粗収益に對する割合を示すと次表の通りである。現金收入の割合、即ち商品化率の最も大なるは養蠶、次いでAの農産加工、果樹、Aの水田作、Bの畑作の順である。

成程と思はれる。果樹地帯は之に反し果樹收入が五七%、畑作收入三九%で水稻收入は僅か五%に足りない。従つて果樹作及び畑作による現金收入は多いが、經營支出も多く、又勞働力を維持する爲めの米を買はねばならない。この點他の兩地帯に比し弱點を持つと言へる。養蠶副業地帯は水稻收入四五%、畑作收入三五%、養蠶收入一二%、畜産收入六%で夫々のバランスはとれてゐるが、餘りにもスマール・スケールである。

第八表 各項目別現金收入及その

地 帶	水 田 作	烟 作	整 蠶	果 樹	畜 產	加 工	計
A	三、八、六 % 円	一、〇、一 % 円	(一) % + 円	(一) % + 円	(西・四) % 円	三、二、四 % 円	八、九、七 % 円
(八・五) % 円	(三・八) % 円	(一・八) % 円		(大・六) % 円	(六・九) % 円	(共・七) % 円	

C	B	A	地帶
(大)	(中)	(四、三七五)	水田作
(大)	(中)	(一、七九)	畑作
(大)	(中)	(四〇九)	籠置
(大)	(中)	(一、八〇)	果樹
(大)	(中)	(一、六)	畜産
(大)	(中)	(一、九〇)	加工
(大)	(中)	(一、九〇)	計

C	B
(三、四)	(九、六)
(一、十)	(六、八)
(一、三、八)	(七、五)
(九、一、六)	(一) (六、四)
(一) (一)	(一) (五、四)
(三、五)	(一) (三、五)
(一) (六)	(一) (九、六)
毛、七	三、九

(一) 内に現金の収益に対する割合（第七表と對照せよ）

現金收入中、供出でない云はゞ閑賈の額とその現金收入に對する割合を示すと次の如くである。果實の問屋を通して販賣するものは所謂閑ではないが、割當—供出のルートを通らぬ爲め便宜上同様に取扱つた。

第九表
項目別箇販賣價額とその
現金收入に對する割合

ふことである。

粗収益から現金收入を引いたものが家計消費である。之を地帯別に平均農家の家族員一人當に就て算出すれば次の通りである。

この表によると消費額總計はBが最も多いが、之は果
（註）

圓程度（二石一斗）が標準であらう。畑作物消費額はBとCとの平均をとつて五六〇圓とすれば、合計一、〇六〇圓見當が農家が魚も買はず肉も喰べず専ら自らの田畑から自給する一人當の標準消費額となるであらう。（但し評價は公定價格である。）

(註二) 果實の闇價格は大略次の通り

梨一貫四〇圓

桃一貫五〇圓

ぶだう 一貫 五〇圓

(註二) 七、八、九表の原票とも書ふべき地帶別項目別

う。水稻地帯は矢張り米を喰ひすぎる様である。七十六
圓では、一石七斗にもなるから、米についてCの五〇〇

第十表 項目別供出家計消費その他の額と割合

B A		地帶	
供出	消費	水田作	
一、八、西、三、田、(一、〇)	一、九、西、六、田、(一、四)	計	
(奈、一、二、三、一)	(一、九、五、四、一、六、四、七、八)	供出	畑
(三、一)	(三、二、三)	消費	その他
(一、〇)	(一、〇)	計	作
元、五、五、四、(一、〇)	元、五、五、四、(一、〇)	供出	*果樹作、叢
卷、四、(一、〇)	卷、四、(一、〇)	消費	その他
一、九、五、五、(一、〇)	一、九、五、五、(一、〇)	計	計
卷、四、(一、〇)	卷、四、(一、〇)	供出	
三、〇、九、九、(一、〇)	三、〇、九、九、(一、〇)	消費	その他
卷、四、(一、〇)	卷、四、(一、〇)	計	計
一、九、三、(一、〇)	一、九、三、(一、〇)	供出	
卷、六、(一、〇)	卷、六、(一、〇)	消費	その他
一、八、四、(一、〇)	一、八、四、(一、〇)	計	計
卷、六、(一、〇)	卷、六、(一、〇)	供出	
三、七、〇、(一、〇)	三、七、〇、(一、〇)	消費	その他
卷、六、(一、〇)	卷、六、(一、〇)	計	計
三、七、〇、(一、〇)	三、七、〇、(一、〇)	供出	
卷、六、(一、〇)	卷、六、(一、〇)	消費	その他
一、八、四、(一、〇)	一、八、四、(一、〇)	計	計

* B では果樹作 C では養鶏

5 農業經營費の構成

農業經營費はB一八、六三五圓、A七、四四一圓、C八五九圓であつてBは格段に多い。反當經營費はB一、七五五四、A三三一圓、C一三〇圓となる。この數字が果樹栽培の集約化を示すと同時に水稻及養蠶副業地帶に於ける再生産條件の不整備を語るものであることは先に述べた通りである。併し再生産の實相を知るには、インフレーション下においては貨幣面からの把握のみでは不可能

であつて、素材そのものゝ検討にまたねばならないことは言ふ迄もない。併し茲では素材觀點を離れ貨幣面から専ら經營費の個々の項目について考察することとする。
經營費の粗収益に対する割合はA二〇%、B三九%、C八%であり、現金収入に對する割合はA二五・七%、B五〇・三%（現金を推計四五、〇〇〇圓とすれば四一・四%）、C二・六%となる。經營費の構成は次表の通りである。

第十一表 農業經營費の構成

C	B	A	地帶
(五 三 二 一 九)	(八 〇 八 〇 八)	(一 〇 九 % 八)	肥料
(一 六 三 一 四)	(二 二 一 一 四)	(二 〇 一 % 五)	種苗
(六 五 一 一 五)	(四 一 一 一 一)	(四 一 一 % 九)	飼料
(〇 〇 二 一 一)	(〇 〇 三 一 一)	(三 一 一 % 九)	原加工
(五 一 一 一 六)	(〇 〇 二 一 一)	(一 〇 一 % 六)	畜家
(九 二 一 一 九)	(三 〇 一 一 〇)	(一 九 一 % 七)	諸材
(〇 〇 五 一 五)	(三 一 一 一 六)	(四 一 一 % 五)	雜費
(六 五 一 一 八)	(六 一 一 一 八)	(三 一 一 % 三)	小計
(一 四 一 一 一)	(三 一 一 一 六)	(五 一 一 % 三)	小農
(六 一 一 一 一)	(一 一 一 一 一)	(一 〇 一 % 一)	修部分品費及
(一 一 〇 一 一)	(一 一 一 一 一)	(八 一 一 % 一)	費動力
(一 一 一 一 一)	(一 一 一 一 一)	(一 一 一 % 一)	借畜力費入雇勞力費儲
(五 一 一 一 一)	(五 一 一 一 一)	(一 一 一 % 一)	小計
(三 一 一 一 一)	(一 一 一 一 一)	(一 一 一 % 一)	總計

概観すれば各地帶に於て割合の多い費用は、Aでは雇傭労力費、肥料費、Bでは肥料費、諸材料費、Cでは肥料費、種苗費、小農具費であつて各地帶の經營の特色を知り得る。Cで種苗費の割合が多いのは他の差當つて節約し得る經營費を減じた結果であつて、蠶種の特に高いことを示すものではない。(蠶種は一瓦三圓である。)

肥料費はどの地帯も大で經營費の二〇%を出てゐるが、「農家經濟調査」による昭和九、一〇、一一年三ヶ年平均四一・六^(註)%には、Bを除いては遠く及ばない。以て耕地荒瘦の程度を知ることが出来る。肥料額中闇肥料の

（一〇貫と米三斗）、石灰窒素一貫五〇圓と六〇圓であるが、化學肥料よりもアミノ酸粕（一俵一五〇圓）とかホツケ（生一貫一〇圓）とか餘り優秀でないものが多い様である。次に反當肥料額を見るにA六五圓、B七六三圓、C三三圓となりAはBの僅か八・五%にすぎない。

價なる爲めである。特にBに於ては相當面積、甘譜、馬鈴薯を栽培するが温床材料がない爲め苗床を造らず、甘譜苗一本二五錢位で買ひ、又種馬鈴薯も一貫二〇圓位を要した爲めこの様に大になつたものである。

飼料費は水稻地帯が二九九圓で經營費の四%を占める。水稻地帯は二六戸中一二戸が大家畜を飼育し、鶏を飼ふ農家も十三戸あるが、飼料費を要した農家は十四戸であり、その中五〇〇圓以上のものは七戸にすぎず自給的色彩が強い。

加工原料についてはAは味噌、醤油を農産加工に入れた關係上、加工原料費の殆んどがそのための販購入費であり、他の薬購入などとは趣を異にするので比較出来ない。

諸材料費ではBが果樹作の性質上格段に多い。果樹用材料としては、包裝材料では包裝紙(古新聞一貫二〇圓)、薬箱(一ヶ一〇と一三圓)釘(一貫一〇〇圓)が主な材料費の約六割を占め、薬剤では硫酸銅(一貫四〇圓)、生石灰、除蟲菊(一ボンド二五圓)等で残り四割を占める。

雜費の主なるものは地下足袋で公定價格では一八圓五〇錢であるが、閑價格では一五〇圓—一〇〇圓もある。斯くて生産手段たる第一類經營費の經營費中に占める割合はB八八%、C六四%、A四五%となる。

小農具費はA、B大した相異はない。割合ではCが多い。こうした經營費は節約に限度がある爲めであらう。

農具部分品及修繕費はAが所有大農具數の多いだけに多くBの約二倍、Bでは噴霧機、リヤカーの修繕費及びホースの代金の如きである。動力費はAにおいては機械油、糊搾機借用費、揚水機共同利用費等であり、B、Cでは脱穀調製機械の共同利用費である。畜力を借りれる農家は水稻地帯では一町未満のもの三戸、一一二町層の農家二戸に過ぎない。果樹地帯では唯三戸のみである。

雇傭勞力費はA最も多く二〇七五圓で、Aの經營費中最大で二八%を占める。水田が二町餘になると田植、除草、刈取期の勞働のピークをくづすのに相當の雇入労力を要することを示す。水稻地帯では水田面積の最も少い農家(水田五反三畝)一戸を除いては他はすべて労力

を催入れてゐる。賃銀は大體三食付で二〇—三〇圓程度

い。AとBとの經營上の對蹠性が窺はれる。

(註)「農家經濟調査」によれば肥料費の經營費(諸負擔を除く)に対する割合は次の様である。

である。BはAの約半分一〇五六圓である。水田を有する果樹地帯では田植と果實の袋掛の時期とが合致する爲め労働のピークをなすが、こゝでは水田少く、果樹園もさ程大きないので(三反三畝、推計數字五反一六反)雇傭労力も少い。調査農家一七戸中一一戸であり、袋掛摘果の時期に入れてゐる。剪定整枝にも特別の技術を要するとかで専門家を雇つてゐる農家も少くない。賃銀は食事付かず三〇圓～四〇圓である。Cの雇傭労力費は僅か四四圓で、これは稚蠶期の共同飼育費の支拂ひである。養蠶地帶二三戸の中七戸にすぎず、一日一二圓の勘定である。

雇傭勞力と關係して常傭を有する農家を見るに、水稻地帶では九戸一二人、果樹地帶では三戸五人、養蠶地帶にはない。但し常雇はこゝでは家族員として取扱ひその支拂ひは一切含まれてゐない。

斯くて勞働及勞働手段に轉形する第二類經營費はA
が最も多くて五五%を占め、Bは僅かに一二%にすぎない。

A	地帶	公	租	課
(五〇・九%)	得業 稅 議會	乙種事 所及部 農業會費	公 租	
一、三、六 一円				
(五・四%)	一、三、六 一円	地的他 費	公	
一、一、五 一円				
(毛八)				
(四・二・三) 一、一、四 一円				
(一〇%)	二、四、四 四円	小計	小作料	合計

6、諸負擔の構成

諸負擔の構成を地帶別に比較すると次の通りである。

昭和四年六八九〇年十一月		A料費	B經營費	總額 A/B × 100
米	140	140	140	100.0%
豆	100	100	100	100.0%
高粱	100	100	100	100.0%
玉米	100	100	100	100.0%
谷子	100	100	100	100.0%
薯蕷	100	100	100	100.0%
大豆	100	100	100	100.0%
玉米粉	100	100	100	100.0%
高粱粉	100	100	100	100.0%
谷子粉	100	100	100	100.0%
薯蕷粉	100	100	100	100.0%

(註二) 第一表に見られる様にAでは小作地は經營地面積の六〇%で一町三反六畝である。

B	一、三〇	(六・一)	七・八	一、五八	一、五八	一、五八	一、五八	一、五八
C	一、二七	(五・一)	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)

(註二) 農業經營上の諸負擔と解し、例へば縣民税、村民税、健康保険費などを入れていない。自作兼地主の場合の地租は經營地のみの負担額を計上した。併し農業会費、部落協議費及び耕地整理組合費などで幾何が經營負担額か不明の場合多くそのまま計上したものもある。さゝに若干計算上の誤差のあることをおことわりする。

諸負擔の合計はA、B、Cの順になる。之は小作料と所得税の大なる爲である。即ち小作料の諸負擔中に占め

る割合はA四二%、B一九%、C六九%であり、額はAが最も多い。之は小作地面積、就中水田小作地の大に基く小作料を小作地面積で割り反當小作料を求めるとき

二圓、B五一圓、C六八圓となる。今回の農地改革で金納になる以前の小作料をみると水稻地帶は水田反當一石畑反當大豆一石或は小豆八斗五升、果樹地帶は畠果樹園共に反當米六斗、養蠶地帶は田反當八斗一石、畑及桑園は米五斗或は畠二三貫であつた。

公租公課では乙種事業所得税が壓倒的に多く、公租公課中に占める割合はA八八%、B八二%でCは所得額が課税基準に達しない爲課稅されない。所得稅額の農業餘剩に對する割合はA四二%、B四・四%にすぎず、二期に納付するのであるが、それでも一時に六百圓以上を徵せられるとなると心理的には相當大きく響くものゝ様である。經營地反當ではAは五六圓、B一二四圓となる。

(註三) 所得税は勿論前年の所得について課せられるものであるから、この様に本年の所得と所得税との對比は課稅基準の意味をもつものでなく、専ら所得形成の意味に於て考へられねばならない。

諸負擔の構成は言ふ迄もなく自作農と小作農とにより異なるので次に水稻地帶についてのみ自小作別による諸負擔の構成を比較することとする。經營狀況を等しくする爲、三町以上の自、小作農各二戸を選んで比較を試みることとする。兩者の諸負擔の構成は次の通りである。

第十三表 自小作別諸負擔の構成

小 作	田		畑		計		所得税	地 租	農 業 費	公 租	部 落 費	耕 地 整 理 及 其 他	課 税	利 組 合 費	公 課	小 作 料	合 計	
	三 四 九 町	〇. 六 町	三 一 元	〇. 二 云	三 七 町	一. 八 〇												

備考 自作農は附表の水稻地帯農家の No. 21 と No. 22、小作農は No. 25 と No. 26 である。

この表によれば耕地面積においては僅か一反三畝しか違はないが、諸負擔に於ては小作農の方が五八四圓多

く。小作農には耕地整理組合費、水利組合費はもとより

課せられず、農業会費部落協議費も一定の戸別割額を除いては所有耕地面積に応じて課せられるので、自作農に一、六五三圓)に對する割合は自作五・七%、小作三・一% である。

以上よりして現在の税制、及び一石、七五圓換算の小作料制の下に於ける自作、小作の諸負擔の比重とその原因は明かであらう。

五、結　　言　（摘要）

以上の結果を要約して結びとする。

調査対象は水稻、果樹、養蠶副業の三地帯に分れる。

水稻地帯は水稻單作經營と言つてもよい程の（耕地面積の九割以上が水田）水田面積の大きい畜力利用經營の村である。果樹地帯は果樹園を耕地の三・四割有するが、

水田は一割程度で飯米の配給を受けねばならぬ村、養蠶地帯は耕地狭少で田畠の作物で辛うじて自給自足は出来るが現金収入少く、その爲家計補充の意味で耕地の二割程度桑をつくり養蠶を營む山間の貧乏村である。水稻地帯二六戸、果樹地帯一七戸、養蠶地帯二三戸の調査農家群を一戸の平均農家に代表させて、その農業所得の形成を見るこゝとする。夫々A、B、Cと呼ぶ。

粗収益はA三七、七三七圓、B四八、〇二三圓（推計數字五九、〇〇〇圓）、C一〇、五八〇圓で、B最も多く果樹作の有利性を示す。反當粗収益はA、C共に一、六〇〇圓程度に對しBは四、六〇〇圓で果樹作の有利性は一層明かとなる。併しこれをあげるに要する經營費もBは一八、六三五圓でAの七、四四一圓、Cの八五九圓と格段の差異を示す。而もその八八%が生産手段たる第一類經營費（肥料と諸材料で七三%を占める）にあたり、Aの經營費の五六%が労働及勞働手段に要せられるのと對照をなす。このことより果樹作經營の特質が分ると同時に水稻地帯では農繁期の労働のピークを自家労働では崩せ

ぬことが明かとなる。反當經營費就中反當肥料費を見るとA六五圓、B七六三圓、Cは三三圓となり、Bは先づ再生産の基礎が整備してゐるが、A、Cでは掠奪農法が進行しつゝあることが分る。Bでは果實と畑作物より現金收入を澤山得て經營費に金惜みせぬに反し、Aでは閑賣による現金収入の餘地少く、Cでは自給的色彩つよくて現金僅少なる爲經營費を節約せられる限り減ぜんとするためであらう。

諸負擔は水田小作地の多いAが最も多く一、四七五圓、B一、九五一圓、C四九二圓である。過大と傳へられる乙種事業所得税は耕地反當A五六圓、B一二四圓で、その農業餘剩に對する割合はA四・二%、B四・四%である。Cには所得税は課せられてゐない。

粗収益より經營費及び諸負擔を差引き農業所得をみると、A二七、八二二圓（内現金一九、〇一二圓）、B二七、四三六圓（^{〔註〕}現金一六、四一六圓）で大差なく、下つてCは九、一二九圓となる。之を「農家經濟調査」による昭和六年の四二四圓（全府縣第一）、昭和九年の六四五圓、

昭和一四年の一、四〇二圓に比較するとき、インフレの波に乗つて農家経済が如何に膨脹してゐるかを分る。

(註) 修正すると組収益三八、〇〇〇圓、現金二五、〇〇〇圓となる。

A、Bの農業所得は大體同じであるが、Bでは果樹園の普通畑申告の欺瞞があるから之を修正すれば、Bの方が凡そ一〇、〇〇〇圓程度（現金では六、〇〇〇圓）大であらう。即ちAに於ては米と野菜と、時々は若干の卵とを自給自足し乍ら年一九、〇〇〇圓の現金を得て生活を維持してゐるが、反面土地は瘦せつゝある。之に對しBは經營費には相當金を注ぎ再生産の條件は先づ整備し、野菜は自給出來、果物は豊富にたべるけれども米は買はねばならない。現金は一六、四一六圓（推計）二五、〇〇〇圓）である。從つてA、Bの農業所得が（Bの額を修正して）現金で六、〇〇〇圓程度の相異があるとしても、之を以て家計の面ではB必ずしもAにまさるとは言ひきれない。

養蠶副業地帶は水田面積一戸平均四反で、反五俵、家

族員七人であるから供出せねば辛うじて自給自足出来るが、現金を獲得するためには多少とも供出せねばならず、その爲めも混じ粥も食べねばならない。それで居て現金は年二、六三四圓にすぎない爲日用品を買ふとともに容易ではない。再生産條件の整備など言ふも愚かである。

——昭和二三年五月四日——（宇都宮農林専門學校教授）

農業所得構成表

(単位圓)

農業經營費				農業 餘剩	諸負擔			農業 所得
(内 肥料費)	第2類	(内雇傭 勞力費)	計		公租 公課	小作料	計	
円 255.23	円 1,091.77	円 452.50	円 1,922.08	円 8,463.10	円 704.31	円 530.86	円 1,235.18	円 7,227.93
1,006.03	2,663.63	1,139.17	5,301.43	19,614.51	886.60	1,014.37	1,900.97	17,713.53
1,913.23	4,771.43	2,686.67	8,381.25	31,445.01	1,624.15	694.77	2,518.92	28,926.09
1,949.12	6,101.78	3,019.86	11,217.89	50,450.59	2,064.58	1,554.72	3,619.30	46,831.29

農業經營費				農業 餘剩	諸負擔			農業 所得
(内 肥料 費)	(諸 料 費)	第2類	計		公租 公課	小作料	計	
円 2,172.25	円 4,530.00	円 1,782.50	円 10,197.54	円 9,020.92	円 305.18	円 156.51	円 461.69	円 8,559.23
6,834.26	3,719.13	1,107.94	13,686.69	25,893.23	1,034.75	303.30	1,338.05	24,555.18
7,631.08	7,464.38	3,057.24	20,386.49	29,700.81	1,629.27	341.63	1,970.90	27,729.91
13,356.35	7,534.00	3,531.25	29,761.60	45,373.65	3,156.75	597.00	3,752.75	41,619.90

農業經營費				農業 餘剩	諸負擔			農業 所得
第1類	(内 肥料 費)	第2類	計		公租 公課	小作料	計	
円 410.03	円 110.40	円 240.58	円 650.61	円 7,774.78	円 131.39	円 249.28	円 380.67	円 7,394.11
556.74	273.91	367.71	924.45	10,515.30	161.37	423.52	584.89	9,930.40
872.49	364.75	361.25	1,233.74	12,800.23	186.83	373.41	560.24	12,239.99

はない。

附表 I 經營地面積別

水稻地帶

經營地面積	粗 収 益					農 内現金收入	農 第1類
	水田作	畑 作	畜産品	加工品	計		
1町未満(4戸)	円 7,930.96	円 562.95	円 800.00	円 991.28	円 10,385.19	円 4,990.93	円 830.31
1—2町(6)	21,670.59	1,095.18	158.33	1,991.83	24,915.94	18,430.69	2,637.79
2—3町(9)	31,207.01	3,000.89	874.11	4,744.26	39,826.27	31,630.73	3,609.82
3町以上(7)	46,654.38	6,096.23	3,594.00	5,323.87	61,668.48	48,127.27	5,116.11

果樹地帶

經營地面積	粗 収 益					農 内現金收入	農 第1類
	水田作	畑 作	畜産品	果樹作	計		
5反未満(2戸)	円 —	円 5,893.46	円 —	円 13,325.00	円 19,218.46	円 15,285.95	円 8,415.04
5反—1町(7)	635.57	15,797.91	—	23,146.43	39,579.91	31,196.06	12,578.74
1—1.5町(4)	2,846.25	19,228.55	350.00	27,662.50	50,087.30	35,461.29	17,329.24
1.5—2町(4)	5,456.25	28,767.75	—	40,911.25	75,135.25	59,587.00	26,230.35

養蠶副業地帶

經營地面積	粗 収 益						農 内現金收入
	水田作	畑 作	畜産品	加工品	養 蠶	計	
4—6反(10戸)	円 3,936.00	円 2,647.34	円 421.60	円 169.21	円 1,251.24	円 8,425.39	円 3,189.02
6—8(9)	5,290.78	3,947.29	547.78	409.26	1,244.64	11,439.74	4,290.54
8—10(4)	5,332.50	5,619.29	1,190.00	529.05	1,363.13	14,033.97	5,286.40

備考 原数字を平均したとき4捨5入せる爲め横の合計の最後の桁は必ずしも合

業 所 得 の 構 成 (水稻地帶)

細 作	收 益			經 营 費 第一類 合 第二類	農 業 餘 剩	諸 負 損	農 業 所 得
	畜 產 品	加 工 品	計				
円 907.58	—	94.80	7,322.68	702.27	6,620.41	408.99	6,211.42
401.00	—	—	6,846.50	2,762.00	4,084.50	1,171.43	2,913.07
267.21	3,000.00	291.00	12,256.11	1,730.55	10,525.56	1,492.26	9,033.30
676.00	600.00	3,579.30	15,115.45	2,493.51	12,621.94	1,868.03	10,753.91
3,866.52	50.00	2,785.00	31,216.12	6,758.63	24,457.49	2,174.77	22,282.72
237.73	—	1,730.00	15,617.22	3,716.00	11,901.22	1,482.52	10,418.70
220.00	—	1,851.00	16,493.40	3,731.00	12,762.40	1,277.89	11,484.51
657.12	—	1,963.00	27,232.87	4,750.65	22,482.22	1,758.13	20,724.09
438.60	—	1,371.00	26,174.60	7,978.30	18,196.30	2,214.76	15,981.54
1,151.10	900.00	2,251.00	32,761.40	4,874.00	27,887.40	2,497.76	25,389.64
4,082.64	160.00	3,037.00	36,569.64	13,784.23	22,785.41	2,340.10	20,445.31
3,870.50	1,200.00	2,700.00	46,426.90	10,551.35	35,875.55	2,604.08	33,271.47
8,908.00	3,417.00	3,643.00	48,455.75	3,478.63	44,977.12	2,010.15	42,966.97
2,332.20	—	1,119.00	29,925.40	7,384.55	22,540.85	2,277.74	20,263.11
812.00	—	2,943.00	32,534.05	11,116.87	21,417.18	2,710.63	18,706.55
4,899.00	900.00	6,903.30	40,045.10	8,644.67	31,400.43	2,193.45	29,206.98
556.68	2,190.00	12,342.50	50,834.18	6,601.82	44,232.36	2,802.08	41,430.28
530.00	—	7,467.50	36,706.50	6,884.80	29,821.70	2,655.10	27,166.60
1,017.00	—	2,543.00	36,938.90	6,984.37	29,954.53	3,076.95	26,877.58
1,033.00	1,200.00	3,950.00	49,274.00	14,156.02	35,117.98	3,023.31	32,094.67
6,465.00	3,800.00	4,208.50	66,839.85	17,608.64	49,231.21	4,093.02	45,138.19
4,320.00	450.00	12,946.00	58,075.80	7,765.96	50,309.84	1,704.70	48,605.14
17,350.00	16,681.00	7,148.00	88,482.20	11,584.75	76,897.45	3,906.73	72,990.72
9,702.80	600.00	3,058.00	65,036.70	6,744.28	58,292.42	4,323.26	53,969.16
3,284.00	2,427.00	3,708.00	57,986.00	6,781.71	51,204.29	4,392.47	46,811.82
518.80	—	2,248.60	45,984.80	13,883.86	32,100.94	3,891.61	28,209.33
78,504.48	37,575.00	95,881.50	981,152.12	193,453.42	787,698.70	64,351.92	723,346.78
3,019.40	1,445.19	3,687.75	37,736.62	7,440.52	30,296.10	2,475.07	27,821.03

附表Ⅱの1 経営概況及農

農家番號	家族員數 (常雇を含む)	農業從事者數	經營地面積				粗水田作	
			水田	畠	計	内小作地面積		
No. 1	6(1)	1.5	53	7	60	49	6,320.30	
2	11(1)	1	67	4	71	71	6,445.50	
3	10	1.5	70	3	73	73	8,697.90	
4	4	2	85	6	91	91	10,260.15	
5	8	4	180	15	195	125	24,514.60	
6	5(1)	1.5	111	2	113	113	13,649.49	
7	5	3	110	3	113	113	14,422.40	
8	6	2	142	9	151	151	24,612.75	
9	5	4	155	8	163	138	24,365.00	
10	5	2	170	6	176	176	28,459.30	
11	6(1)	2	248	11	259	0	29,290.00	
12	9	4	247	25	272	18	38,656.40	
13	8	4	260	31	291	0	32,487.75	
14	7	4	230	11	241	113	26,474.20	
15	7	3	235	11	246	151	28,779.05	
16	9(1)	3	195	7	202	172	27,342.80	
17	8	6	203	7	210	210	35,745.00	
18	4	4	190	12	202	202	28,709.00	
19	8(1)	4.5	233	11	244	221	33,378.90	
20	8(3)	5	348	20	368	0	43,091.00	
21	8	4	350	35	385	0	52,366.35	
22	10	4	310	12	322	80	40,359.80	
23	11(2)	5	316	45	361	236	47,303.20	
24	11(1)	5	278	31	309	309	51,675.90	
25	7	4	319	39	358	358	48,567.00	
26	10	3	357	12	369	369	43,217.40	
總計	196	87	5,462	383	5,845	3,539	769,191.14	
一戸當平均		7.5	3.3	210	15	225	136	29,584.27

費 の 構 成 (水稻地帶)

類		第 二 類						
雜 費	計	小農具費	修 繕 費	動 力 費	借 力	入 奮 費	雇 力 費	計
18.50	264.19	20.00	200.00	68.08	150.00	-	-	438.08
18.50	242.00	60.00	40.00	-	750.00	1,650.00	2,520.00	
404.80	1,099.55	71.00	-	390.00	70.00	100.00	-	631.00
55.50	1,715.50	225.00	-	493.01	-	60.00	-	778.01
500.00	2,857.63	804.00	530.00	1,042.00	-	-	1,525.00	3,901.00
-	1,910.50	279.00	60.00	426.50	450.00	590.00	-	1,805.50
-	1,782.00	120.00	-	464.00	1,120.00	245.00	-	1,949.00
167.50	2,374.35	320.00	100.00	805.30	-	1,150.00	-	2,376.30
20.00	4,888.30	140.00	1,000.00	700.00	-	1,250.00	-	3,090.00
18.00	2,014.00	585.00	-	200.00	-	2,075.00	-	2,860.00
93.50	3,501.23	725.00	-	1,458.00	-	8,100.00	-	10,283.00
386.00	4,862.72	120.00	3,000.00	343.63	-	2,225.00	-	5,688.63
-	1,965.15	410.00	35.00	168.48	-	900.00	-	1,513.48
18.50	3,105.07	150.00	200.00	1,104.48	-	2,825.00	-	4,279.48
18.50	1,938.23	490.00	200.00	1,038.64	-	7,450.00	-	9,178.64
553.00	6,885.47	178.00	350.00	1,106.20	-	125.00	-	1,759.20
505.50	3,231.82	770.00	1,000.00	1,050.00	-	550.00	-	3,370.00
18.50	3,890.20	410.00	1,000.00	1,124.60	-	460.00	-	2,994.60
18.50	3,108.53	1,240.00	-	1,090.84	-	1,545.00	-	3,875.84
906.00	6,028.10	480.00	5,000.00	353.92	-	2,294.00	-	8,127.92
1,935.50	8,941.50	1,800.00	2,050.00	667.14	-	4,150.00	-	8,667.14
609.60	2,232.60	60.00	3,050.00	1,823.36	-	600.00	-	5,533.36
1,128.00	7,772.65	400.00	1,300.00	442.10	-	1,670.00	-	3,812.10
18.50	3,426.26	461.00	1,950.00	82.02	-	825.00	-	3,318.02
55.50	3,681.71	510.00	100.00	240.00	-	2,250.00	-	3,100.00
454.00	3,729.93	645.00	-	158.93	-	9,350.00	-	10,153.93
7,921.90	87,449.19	11,493.00	21,165.00	16,842.23	2,540.00	53,964.00	106,004.23	
304.69	3,363.43	442.04	814.04	647.78	97.69	2,075.54	4,077.09	

附表Ⅱの2 農業經營

農家番號	第一						
	肥料費	種苗費	飼料費	加工原費	小家畜費	諸材料費	
No.	円	円	円	円	円	円	円
1	220.69	15.00	-	-	-	-	10.00
2	215.50	8.00	-	-	-	-	-
3	234.75	35.00	-	400.00	25.00	-	-
4	350.00	36.00	720.00	500.00	50.00	4.00	-
5	523.63	8.00	1,480.00	200.00	96.00	50.00	-
6	750.00	34.50	6.00	1,080.00	-	40.00	-
7	755.00	127.00	-	900.00	-	-	-
8	557.95	98.90	-	1,500.00	-	50.00	-
9	3,136.60	236.70	500.00	900.00	-	95.00	-
10	313.00	177.00	6.00	1,500.00	-	-	-
11	2,437.56	35.80	-	770.00	160.00	4.34	-
12	2,278.72	303.00	100.00	1,275.00	20.00	500.00	-
13	1,129.00	26.70	-	800.00	-	9.45	-
14	2,242.57	64.00	-	600.00	-	180.00	-
15	929.93	9.80	150.00	800.00	-	30.00	-
16	3,854.47	22.00	-	1,596.00	80.00	60.00	-
17	657.42	194.50	404.40	1,000.00	250.00	220.00	-
18	2,765.00	26.70	50.00	800.00	-	230.00	-
19	924.41	79.62	750.00	1,205.00	-	130.00	-
20	1,542.10	104.00	- 850.00	1,700.00	320.00	606.00	-
21	3,690.00	616.00	650.00	1,600.00	-	450.00	-
22	923.65	192.00	103.00	400.00	-	4.35	-
23	3,300.15	194.50	2,000.00	900.00	-	250.00	-
24	1,287.76	951.00	-	1,100.00	5.00	64.00	-
25	1,470.21	152.00	-	1,500.00	304.00	200.00	-
26	1,430.00	190.70	-	1,030.00	-	625.23	-
總計	37,920.10	3,938.42	7,769.40	24,057.00	2,030.00	3,812.37	-
一戸當平均	1,458.47	151.48	298.82	925.27	78.08	146.63	-

附表Ⅱの2 農業經營費の構成 (水稻地帶) (續)

農家番號	經營費 第一類合計 第二類合計	諸負擔			總計	
		公租	公課	小作料		
No.	1	702.27	64.44	344.55	408.99	1,111.26
2	2,762.00	653.09	518.34	1,171.43	3,933.43	
3	1,730.55	956.70	535.56	1,492.26	3,222.81	
4	2,493.51	1,143.02	725.01	1,668.03	4,361.54	
5	6,758.63	1,290.37	884.40	2,174.77	8,933.40	
6	3,716.00	554.62	927.90	1,482.52	5,198.52	
7	3,731.00	386.89	891.00	1,277.89	5,008.89	
8	4,750.65	656.68	1,101.45	1,758.13	6,508.78	
9	7,978.30	1,208.28	1,006.48	2,214.76	10,193.06	
10	4,874.00	1,222.76	1,275.00	2,497.76	7,371.76	
11	13,784.23	2,340.10	-	2,340.10	16,124.33	
12	10,551.35	2,452.60	151.48	2,604.08	13,155.43	
13	3,478.63	2,010.15	-	2,010.15	5,488.78	
14	7,384.55	1,439.98	837.76	2,277.74	9,662.29	
15	11,116.87	1,660.63	1,050.00	2,710.63	13,827.50	
16	8,644.67	913.95	1,279.50	2,193.45	10,638.12	
17	6,601.82	1,163.93	1,638.15	2,802.08	9,403.90	
18	6,884.80	1,175.10	1,480.00	2,655.10	9,539.90	
19	6,984.37	1,460.95	1,616.00	3,076.95	10,061.32	
20	14,156.02	3,023.31	-	3,023.31	17,179.33	
21	17,608.64	4,093.02	-	4,093.02	21,701.66	
22	7,765.96	1,104.70	600.00	1,704.70	9,470.66	
23	11,584.75	2,009.23	1,897.50	3,906.73	15,491.48	
24	6,744.28	1,408.38	2,914.88	4,323.26	11,067.54	
25	6,781.71	1,806.27	2,586.20	4,392.47	11,174.18	
26	13,683.86	1,007.17	2,884.44	3,891.61	17,775.47	
總計	193,453.42	37,206.32	27,145.60	64,351.92	257,805.34	
一戸當平均	7,440.52	1,431.01	1,044.06	2,475.07	9,915.59	

附表Ⅱの3 経営概況及農業所得の構成 (養鶏副業地帶)

農家番號	家族員數(常雇を含む)	農業從事者	經營地面積					内小作地面積
			水田	畠	桑園	果樹園	計	
No.	1	4	2	17	15	10	-	42
タ	2	6	3	26	10	10	46	36
タ	3	3	2	38	4	7	49	39
タ	4	6	3	29	16	10	55	16
タ	5	9	2.5	25	22	8	56	23
タ	6	7	2	35	15	8	58	42
タ	7	5	2	25	9	8	42	28
タ	8	8	2	40	5	6	51	51
タ	9	9	3	40	8	1	49	58
タ	10	11	3	29	20	10	59	59
タ	11	7	4.5	47	10	13	70	43
タ	12	8	3.5	43	20	9	72	54
タ	13	7	4	48	19	11	78	63
タ	14	8	2	48	18	13	79	23
タ	15	10	3.5	50	20	10	80	61
タ	16	8	3	35	20	7	62	60
タ	17	7	2.5	40	22	5	67	67
タ	18	6	4	45	18	7	70	70
タ	19	8	4	47	22	13	76	64
タ	20	7	3.5	50	23	10	83	35
タ	21	8	3	50	35	5	90	57
タ	22	5	3.5	58	14	9	81	80
タ	23	9	2.5	57	30	13	100	92
總計	166	68	917	395	203	1,515	1,148	
一戸當平均	7.2	3.0	39.9	17.2	8.8	65.9	50	

同 上 (果樹地帶)

No.	人	人	上					歐	歐
			畠	歐	畠	歐	畠		
1	2	1.5	—	14	—	24	—	38	38
タ	2	6	2	—	23	—	16	39	39
タ	3	7	3	—	12	—	15	55	39
タ	4	7(1)	2.5	—	48	—	25	73	30
タ	5	5	1	—	50	—	5	55	55
タ	6	8	3	—	46	—	20	66	66
タ	7	8	3	—	31	—	40	71	71
タ	8	8	3.5	14	49	—	28	91	91
タ	9	10(1)	4	—	29	—	65	94	82
タ	10	7	2.5	—	70	—	30	100	66
タ	11	10	3	55	35	—	15	105	35
タ	12	8	4	27	77	—	40	144	34
タ	13	10	4	20	85	—	35	140	140
タ	14	4(3)	3	—	100	—	70	170	80
タ	15	6	5	40	107	—	33	180	135
タ	16	8	3.5	99	70	—	30	199	64
タ	17	6	4	25	71	—	60	156	146
總計	120	52.5	308	917	551	—	1,776	1,211	
一戸當平均	7.1	3.1	31.8	54	32	—	104	71	

業 所 得 の 構 成 (基盤副業地帯) (續)

益		經 营 費 第一類(合 第二類)計	農業餘利	諸 負 損	農業所得
果樹作	計	円	円	円	円
	8,110.24	412.60	7,697.64	386.40	7,311.24
	13,847.00	851.29	12,995.71	362.85	12,632.86
	7,129.86	710.49	6,419.37	382.10	6,037.27
	13,862.10	631.82	13,230.29	146.68	13,083.60
	7,266.40	573.80	6,692.60	312.35	6,380.25
	6,254.44	868.57	5,385.87	406.55	4,979.32
	4,387.10	620.80	3,766.30	190.80	3,575.50
	7,513.20	464.28	7,048.92	506.00	6,542.92
	8,483.00	607.78	7,875.22	568.95	7,306.27
	7,400.60	764.70	6,635.90	544.00	6,091.90
	11,807.60	589.60	11,218.00	613.75	10,604.25
	11,341.36	983.80	10,357.56	547.60	9,809.96
	14,722.80	1,650.20	13,072.60	991.45	12,081.15
	12,863.50	1,575.90	11,287.60	399.95	10,887.65
	12,374.73	856.51	11,518.22	536.32	10,981.90
	9,519.83	427.62	9,092.21	387.15	8,705.06
	7,426.86	724.89	6,701.97	692.35	6,009.62
	13,350.25	540.76	12,809.49	502.10	12,307.39
	9,550.75	970.80	8,579.95	593.35	7,986.60
	10,693.96	1,570.90	9,123.06	372.40	8,750.66
	14,378.50	837.20	13,541.30	388.30	13,153.00
	12,480.81	636.52	11,844.29	745.05	11,099.24
	18,582.60	1,890.34	16,692.26	735.20	15,975.06
	243,347.49	19,761.17	223,586.33	11,311.65	212,274.68
	10,580.33	859.18	9,721.14	491.81	9,229.33

上

(果樹地帯)

円	円	円	円	円	円
15,250.00	22,750.91	13,155.07	9,595.84	662.38	8,933.46
11,400.00	15,686.00	7,240.00	8,446.00	261.00	8,185.00
17,250.00	25,136.00	11,223.57	13,912.43	743.79	13,168.64
19,800.00	43,606.50	21,482.20	22,124.30	1,440.88	20,683.42
4,625.00	17,278.74	2,279.35	14,999.39	781.75	14,217.64
13,550.00	36,416.00	12,081.40	24,334.60	1,397.43	22,937.17
39,300.00	47,402.16	16,921.80	30,480.36	1,570.36	28,910.00
18,300.00	41,920.00	20,133.00	21,787.00	1,261.24	20,525.76
49,200.00	65,300.00	11,685.49	53,614.51	2,170.89	51,443.62
24,000.00	47,520.17	18,466.87	29,053.30	1,439.96	27,613.34
16,000.00	42,363.51	11,818.00	30,545.51	910.47	29,635.04
39,150.00	53,859.50	23,624.07	30,235.43	3,534.00	26,701.43
31,500.00	56,606.00	27,637.00	28,969.00	1,999.16	26,969.84
71,300.00	116,225.00	46,426.00	69,799.00	5,046.05	64,752.95
14,190.00	43,997.00	23,821.00	20,176.00	2,681.17	17,494.83
23,530.00	66,705.00	23,261.00	43,444.00	2,451.87	40,992.13
54,625.00	73,614.00	25,538.40	48,075.60	4,835.90	43,239.70
462,970.00	816,386.49	316,794.22	499,592.27	33,188.30	466,403.97
27,233.53	48,022.73	18,634.95	29,387.78	1,952.25	27,435.53

附表Ⅱの3 経営概況及農

農家番號	粗収				収益
	水田作	畑作	畜産品	加工品	
No. 1	2,070.00	3,526.45	100.00	689.60	1,724.19
タ 2	5,730.00	3,516.50	2,250.00	72.50	2,278.00
タ 3	3,880.00	1,991.36	60.00	56.00	1,142.50
タ 4	7,720.00	3,422.16	1,350.00	-	1,370.00
タ 5	3,210.00	3,471.15	-	57.00	528.25
タ 6	3,465.00	1,590.94	156.00	442.50	600.00
タ 7	1,755.00	1,379.10	240.00	35.00	978.00
タ 8	5,050.00	1,662.80	-	124.00	676.40
タ 9	3,600.00	3,187.00	60.00	96.00	1,540.00
タ 10	2,880.00	2,726.00	-	119.50	1,675.10
タ 11	4,590.00	2,194.10	3,000.00	443.50	1,580.00
タ 12	3,960.00	3,679.86	400.00	1,124.00	2,177.50
タ 13	7,100.00	6,645.00	-	277.80	700.00
タ 14	4,677.00	4,869.50	990.00	232.00	2,095.00
タ 15	5,400.00	4,111.76	130.00	1,054.00	1,678.97
タ 16	3,600.00	4,756.33	160.00	153.00	850.50
タ 17	4,070.00	2,216.58	110.00	353.00	677.28
タ 18	9,240.00	3,132.25	140.00	-	838.00
タ 19	4,980.00	3,920.25	-	46.00	604.50
タ 20	4,860.00	4,192.36	-	355.60	1,286.00
タ 21	5,250.00	7,171.90	800.00	205.60	951.00
タ 22	5,820.00	4,141.81	-	858.00	1,661.00
タ 23	5,400.00	6,971.10	3,960.00	697.00	1,554.50
總計	108,307.00	84,476.20	13,906.00	7,491.60	29,166.69
一戸當平均	4,709.00	3,672.88	604.61	325.72	1,268.12

同

No. 1	円	円	円	円	円
タ 2	-	7,500.91	-	-	-
タ 3	-	4,286.00	-	-	-
タ 4	3,032.00	4,854.00	-	-	-
タ 5	-	23,806.50	-	-	-
タ 6	-	12,653.74	-	-	-
タ 7	-	22,866.00	-	-	-
タ 8	-	8,102.16	-	-	-
タ 9	1,417.00	22,203.00	-	-	-
タ 10	-	16,100.00	-	-	-
タ 11	-	23,520.17	-	-	-
タ 12	5,085.00	21,278.51	-	-	-
タ 13	3,825.00	9,484.50	1,400.00	-	-
タ 14	2,475.00	22,631.00	-	-	-
タ 15	-	44,925.00	-	-	-
タ 16	6,125.00	23,682.00	-	-	-
タ 17	13,000.00	30,175.00	-	-	-
總計	37,659.00	314,357.49	-	-	-
一戸當平均	2,215.24	18,491.62	-	-	-

費 の 構 成 (農業副業地帶)

類		第 二							類	
雜 費	計	小農具費	修繕費	動 力 費	借 善 力	入 費	雇 務 費	備 力 費	計	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
-	349.10	63.50	-	-	-	-	-	-	63.50	
16.00	615.26	106.03	50.00	80.00	-	-	-	-	236.03	
-	561.49	72.00	-	20.00	-	-	57.00	149.00		
-	215.79	46.03	-	100.00	-	-	270.00	416.03		
-	358.80	80.00	60.00	75.00	-	-	100.00	215.00		
-	456.57	212.00	-	100.00	-	-	159.20	412.00		
-	276.60	40.00	100.00	45.00	-	-	-	-	344.20	
15.00	259.28	58.00	-	147.00	-	-	-	-	205.00	
-	384.75	1.03	75.00	140.00	-	-	7.00	223.03		
19.00	622.70	62.00	-	80.00	-	-	-	-	142.00	
-	184.60	280.00	-	125.00	-	-	-	-	405.00	
9.60	584.80	84.00	100.00	120.00	-	-	95.00	399.00		
-	1,100.20	300.00	150.00	100.00	-	-	-	-	550.00	
-	786.50	220.00	125.00	130.00	-	-	314.40	789.40		
19.00	621.01	35.50	50.00	150.00	-	-	-	-	235.50	
18.00	322.12	5.50	-	100.00	-	-	-	-	105.50	
-	564.89	10.00	50.00	100.00	-	-	-	-	160.00	
-	310.76	115.00	-	115.00	-	-	-	-	230.00	
-	535.80	325.00	-	110.00	-	-	-	-	435.00	
8.60	1,155.90	80.00	200.00	135.00	-	-	-	-	415.00	
-	612.20	90.00	-	135.00	-	-	-	-	225.00	
-	356.52	70.00	150.00	60.00	-	-	-	-	280.00	
-	1,365.34	375.00	150.00	-	-	-	-	-	525.00	
105.20	12,600.98	2,730.59	1,260.00	2,167.00	-	-	1,002.60	7,160.19		
4.57	547.87	118.72	54.78	94.22	-	-	43.59	311.31		

上

(果樹地帶)

円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
200.00	11,265.07	250.00	-	140.00	-	1,500.00	1,890.00	-	
300.00	5,565.00	375.00	1,300.00	-	-	-	-	1,675.00	
1,150.03	10,523.57	225.00	225.00	250.00	-	-	-	700.00	
1,580.00	19,138.00	995.00	670.00	279.20	-	400.00	2,344.20	-	
147.00	1,739.35	30.00	100.00	10.00	-	400.00	540.00	-	
27.00	10,865.00	740.00	450.00	26.40	-	-	-	1,216.40	
27.00	15,896.60	95.00	280.00	200.00	-	450.00	1,025.00	-	
-	19,103.00	380.00	500.00	150.00	-	-	-	1,030.00	
-	10,785.49	50.00	400.00	350.00	-	100.00	400.00	-	
-	13,796.87	470.00	-	200.00	-	4,000.00	4,670.00	-	
30.00	10,638.00	275.00	360.00	545.00	-	-	-	1,180.00	
1,490.00	20,620.10	586.00	-	667.97	150.00	1,600.00	3,003.97	-	
.127.00	24,262.00	875.00	-	100.00	-	2,400.00	3,375.00	-	
-	39,346.00	730.00	950.00	1,200.00	-	4,200.00	7,080.00	-	
1,500.00	21,106.00	165.00	1,300.00	250.00	400.00	600.00	2,715.00	-	
70.00	21,881.00	380.00	350.00	350.00	300.00	-	-	1,380.00	
630.00	22,588.40	450.00	100.00	100.00	-	2,300.00	2,950.00	-	
7,278.00	279,119.65	7,071.00	6,985.00	4,818.57	850.00	17,950.00	37,674.57	-	
428.12	16,418.80	415.94	410.88	283.45	50.00	1,055.88	2,216.15	-	

附表Ⅱの4 農業經營

農家番號	第						
	肥料費	種苗費	飼料費	加原料	工費	小家畜費	諸材料費
No.	円	円	円	円	円	円	円
1	59.00	132.00	132.50	-	10.00	15.60	
2	135.76	200.00	2.00	45.00	95.00	21.50	
3	34.99	299.10	210.00	-	-	17.40	
4	107.55	66.00	-	-	-	42.24	
5	240.20	96.00	-	-	-	22.60	
6	7.00	56.40	-	-	-	322.17	
7	98.10	90.00	-	-	60.00	28.50	
8	134.08	39.00	-	-	10.00	61.20	
9	121.75	48.00	-	-	20.00	195.00	
10	94.60	261.40	90.00	-	150.00	7.70	
11	89.00	52.80	-	-	-	42.80	
12	138.00	190.00	200.00	-	-	47.20	
13	965.00	24.00	-	-	-	111.20	
14	214.50	102.00	360.00	-	60.00	50.00	
15	366.81	162.00	-	-	-	73.20	
16	180.20	96.50	-	-	-	27.42	
17	140.14	154.00	240.00	-	10.00	20.75	
18	149.72	143.40	-	-	-	17.64	
19	221.80	228.00	-	-	-	86.00	
20	970.90	54.00	-	-	-	122.40	
21	77.00	225.00	35.00	-	200.00	75.20	
22	96.00	57.00	-	-	-	203.52	
23	315.10	439.00	15.00	-	500.00	96.24	
總計	5,028.20	3,215.60	1,284.50	45.00	1,115.00	1,807.48	
一戸當平均	218.62	139.81	55.85	1.95	48.48	78.59	

同

No.	同						
	円	円	円	円	円	円	円
1	4,114.50	685.57	-	780.00	-	5,485.00	
2	230.00	1,460.00	-	-	-	3,575.00	
3	7,245.57	600.00	-	-	-	1,528.00	
4	10,923.00	2,095.00	-	-	-	4,540.00	
5	1,039.35	230.00	-	-	-	323.00	
6	7,394.00	1,884.00	-	-	-	1,560.00	
7	5,770.54	275.34	-	-	-	9,823.92	
8	8,964.00	4,650.00	-	-	-	5,489.00	
9	6,503.36	1,512.13	-	-	-	2,770.00	
10	6,293.21	1,073.16	-	-	-	6,480.50	
11	4,405.00	2,800.00	-	-	-	3,403.00	
12	7,721.10	785.00	-	-	400.00	10,224.00	
13	12,105.00	2,230.00	-	-	-	9,800.00	
14	18,781.00	8,010.00	-	-	-	12,555.00	
15	7,490.00	5,265.00	-	-	-	6,941.00	
16	11,331.00	4,975.00	-	-	-	5,505.00	
17	15,913.40	910.00	-	-	-	5,135.00	
總計	136,134.03	39,440.20	-	780.00	400.00	95,087.42	
一戸當平均	8,007.88	2,320.01	-	45.88	23.53	5,593.37	

附表Ⅱの4 農業經營費の構成 (續) (農業副業地帶)

農家 番號	經營 費合 計	諸 負 擔			總 計
		公租公課	小作料	計	
No.	円	円	円	円	円
1	412.60	116.40	270.00	386.40	799.00
2	851.29	122.85	240.00	362.85	1,214.14
3	710.49	107.60	274.50	382.10	1,092.59
4	631.82	146.68	0	146.68	778.50
5	573.80	213.95	98.40	312.35	886.15
6	868.57	114.05	292.50	406.55	1,275.12
7	620.80	125.90	64.90	190.80	811.60
8	464.28	86.00	420.00	506.00	970.28
9	607.78	126.45	442.50	568.95	1,170.73
10	764.70	154.00	390.00	544.00	1,308.70
11	589.60	143.75	470.00	613.75	1,203.35
12	983.80	142.60	405.00	547.60	1,531.40
13	1,650.20	231.45	760.00	991.45	2,641.65
14	1,575.90	169.95	230.00	399.95	1,975.85
15	856.51	161.32	375.00	536.32	1,392.83
16	427.62	102.15	285.00	387.15	814.77
17	724.89	215.45	476.90	692.35	1,417.24
18	540.76	102.10	400.00	502.10	1,042.86
19	970.80	183.60	407.75	593.35	1,564.15
20	1,570.90	207.40	165.00	372.40	1,943.30
21	837.20	188.80	199.50	388.30	1,225.50
22	636.52	166.05	579.00	745.05	1,381.57
23	1,890.34	185.05	550.15	735.20	2,625.54
總計	19,761.17	3,513.55	7,798.10	11,311.65	31,072.82
一戸當平均	859.18	152.76	339.05	491.81	1,350.99

同 上 (果樹地帶)

No.	1	13,155.07	493.36	169.02	662.38	13,817.45
2	7,240.00	117.00	144.00	261.00	7,501.00	
3	11,223.57	516.79	227.00	743.79	11,967.36	
4	21,482.20	1,373.88	67.00	1,440.88	22,923.08	
5	2,279.35	534.25	247.50	781.75	3,061.10	
6	12,081.40	1,100.43	297.00	1,397.43	13,478.83	
7	16,921.80	1,180.39	390.00	1,570.36	18,492.16	
8	20,133.00	801.24	460.00	1,261.24	21,394.24	
9	11,685.49	1,736.29	434.60	2,170.89	13,856.38	
10	18,466.87	1,142.96	297.00	1,439.96	19,906.83	
11	11,818.00	713.97	196.50	910.47	12,728.47	
12	23,624.07	3,381.00	153.00	3,534.00	27,158.07	
13	27,637.00	1,279.16	720.00	1,999.16	29,636.16	
14	46,426.00	4,686.05	360.00	5,046.05	51,472.05	
15	23,821.00	1,616.17	1,065.00	2,681.17	26,502.17	
16	23,261.00	2,028.87	423.00	2,451.87	25,712.87	
17	25,538.40	4,295.90	540.00	4,835.90	30,374.30	
總計	316,794.22	26,997.68	6,190.62	33,188.30	349,982.52	
一戸當平均	18,634.95	1,588.10	364.15	1,952.25	20,587.21	